枚方市監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第2項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年(2023年)3月28日

枚方市監査委員勝山武彦同分林義一同西田政充同上野尚子

本監査は、枚方市監査基準に準拠して行った。

1. 監査の対象

(1) 対象部課

市議会事務局 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局 公平委員会事務局 会計課

(2) 対象事務

令和4年度(2022年度)における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和4年(2022年)12月1日(木)~令和5年(2023年)3月27日(月)まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、 事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、 検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[市議会事務局]

○市民にわかりやすい情報発信等について

市議会事務局では、会議録を調製し図書館等への配架やホームページへの掲載により 閲覧に供している。本会議の録音反訳は委託により行っているが、委託料の算定におい て、一部で仕様書とは異なる方法で待機時間が計算されていたことから、その時間数に 差異が発生している事例があった。

今後は、適正に支払事務を行うよう要望する。

[選挙管理委員会事務局]

○選挙に関する事務執行等について

指定施設で不在者投票を実施する場合は、不在者投票管理者が投票立会人を選任し、 代理投票を行う際はそれとは別に投票を補助する者を 2 名置くこととなっているが、 一部施設において投票立会人が補助者を兼務している事例があった。

今後は、指定施設に事務手続を周知徹底することなどにより、適正な事務執行に努め

るとともに、引き続き投票率向上への取組を推進するよう要望する。

[会計課]

○公金取扱事務等について

本市の公金収納の事務を取り扱う金融機関では、納付書による窓口収納及び口座振替による公金収納を行っている。全国的に金融機関からの公金取扱いに係る手数料の引上げ要請及び公金取扱業務の撤退要望が相次ぐ中、本市においても同様の事象が生じており、今後も続くことが予想される。これまでから金融機関窓口以外にも様々な収納サービスを提供しているものの、依然として金融機関窓口を利用する市民も多く、窓口収納可能な金融機関の減少に伴い、公金の納付に支障を来す市民が出てくるおそれもあることから、納付環境をできる限り保障すべく様々な手法を検討するよう要望する。

[農業委員会事務局]

[公平委員会事務局]

特に指摘すべき事項はなかった。